

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成15年9月24日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「県道吉名停車場線の峠橋の歩道部分（道路台帳の橋りょう調書の整理番号26で歩道右側幅員が1.5と表示のある歩道）を新設した年月日、工事設計図及び完成検査を報告した書類（現在、竹原市道との接点に段差（最大高さ50cm）が生じている工事を広島県が行い、その工事によって生じた段差を認識した上で完成検査を承認した事実を明らかにする文書）」（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書について、不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年10月7日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成15年11月10日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書によると、以下のとおりである。

#### (1) 異議申立書

平成15年10月7日付け東広建竹第166号による行政文書不存在通知書は、竹原支局自身が作成した平成15年9月12日付け東広建竹第51号の弁明書の中において説明した事実関係の記述に関する基本的な根拠を隠匿するものである。

当該事実関係を記述した文書等が保有年限満了による廃棄のため存在しないという処分は、自らに都合の悪い証拠は徹底的に隠しようとする広島県の基本的姿勢の表われであり、当該広島県の非常識な処分に対して不服申立てを行うものである。

また、当該処分の内容のとおり、自らが弁明書の中で記述した「段差が生じた経緯等は不明である」という内容を肯定するため、峠橋の歩道を設置した記録そのものを開示しないという単純な手法で、広島県の原因者責任を回避しようとするものである。

峠橋の歩道を民間が設置できるはずはなく、また、竹原市道の峠郷線が峠橋（歩道を含む）の設置よりも後になった事実もなく、したがって、峠橋歩道の設置に起因して危険な段差が生じたと認められる。竹原支局は、当該段差の原因は不明であると責任を回避しているが、一般社会では到底認められない態度であり、行政文書を廃棄しても、責任は逃れられないものである。

異議申立人が平成 15 年 10 月 21 日付けで提出した反論書の記載内容のとおり、竹原支局の行政判断（裁量行為）は全く不当なものであると結論づけられるため、不服申立てを行います。

## (2) 意見書

不服申立ての趣旨は、異議申立書のとおりです。

なお、補足説明として、次のとおり記述します。

平成 17 年 11 月 14 日付け東広建竹第 245 号の理由説明書によれば、「完成検査等の書類は、保存年限（10 年）経過によりすでに廃棄処分されており、存在しなかった。文書隠匿の事実はない。」と主張することで、不当な処分を行ったことを正当化しようと画策しています。

広島県は、峠橋を設置したとしている昭和 29 年度以降に、新たに「峠橋に併設した歩道部分」を付け加える工事を行い、竹原市道峠郷線と県道吉名停車場線上の峠橋との接合部分に高さ 50 cm の段差を生じさせました。この「峠橋に併設した歩道部分」は、広島県が管理する道路台帳（路線名は吉名停車場線）において橋梁（歩道）と明記されていますが、当該歩道部分の設置時期が郷川に係る砂防指定地の告示日である昭和 31 年 8 月 30 日以降である場合は、広島県砂防指定地管理規則（昭和 46 年 1 月 12 日規則第 3 号）の公布により改正されるまで適用されていた砂防指定地取締規則（大正 13 年広島県令第 19 号）の規定に基づき、峠橋（歩道）を設置するに際して、砂防設備を占有するために広島県知事の許可を受けているはずであります。

したがって、峠橋（歩道）を設置するための砂防設備占有許可申請書等は、砂防行政を所掌する部署が本来の職務として当然に作成（記録）しているべきものであり、河川管理の手引でも規定されている「占有許可台帳」には、峠橋の歩道部分が設置された時期が明記されているという疑義があります。速やかに、適正な開示決定を行うよう要求します。

広島県は、平成 16 年 2 月 5 日付け東広建竹第 359 号並びに平成 16 年 3 月 8 日付け東広建竹第 507 号による情報公開審査会諮問通知書のとおり、峠橋歩道の設置時期等を記載した文書を意図的に隠匿しています。さらに、平成 15 年 7 月 7 日付け指令東広建竹第 19 号の不許可処分において、（1）近くに橋があり、（2）進入路もあるという不当な理由を絶大な裁量権をもって明記しましたが、これは、不法占有の橋を放置している砂防行政の事実を隠匿する一方で、命を守るために橋を設置したいと申請した善良な国民を切り捨てた悪徳非道な行政処分であり、当該行政処分並びに条例の趣旨に反する数々の不当な開示決定等に対して厳重に抗議します。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由などについては、以下のとおりである。

道路台帳の「橋りょうトンネル横断歩道施設調書」によれば、峠橋は昭和 29 年度設置とされているが、歩道部分についての記載はない。

また、当該歩道部分の工事設計図及び完成検査等の書類について検索したが、保存年限（10 年）経過によりすでに廃棄処分されており、存在しなかった。

異議申立人の主張する文書隠匿の事実はない。

なお、現地調査によっても、橋脚部の構造等の違いから本件橋より後に設置されたものとは判断されるが、その設置年月日は不明であった。

以上のとおり、本件対象文書は存在しないことから、条例第 7 条第 2 項により行政文書不存在通知を行ったものであり、本件処分は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「県道吉名停車場線の峠橋の歩道部分（道路台帳の橋りょう調書の整理番号 26 で歩道右側幅員が 1.5 と表示のある歩道）を新設した年月日（以下「新設年月日」という。）、工事設計図及び完成検査を報告した書類（現在、竹原市道との接点に段差（最大高さ 50 c m）が生じている工事を広島県が行い、その工事によって生じた段差を認識した上で完成検査を承認した事実を明らかにする文書）（以下「工事設計図等」という。）」である。

### 2 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る工事設計図等の書類について検索したが、保存年限（10 年）経過によりすでに廃棄処分されており、存在しないと主張する。

実施機関における文書等の保存年限について規定した広島県文書等管理規則（平成 13 年広島県規則第 31 号）第 7 条第 2 項には、「文書等の保存年限は、別表に定める基準に基づき、当該文書等に係る事務を所掌する課の文書事務取扱主任（課長）が決定するものとする。」と規定されており、当該基準により、文書事務取扱主任が決定した文書の保存年限は、ファイル管理表に整理・記録されるものである。

このことから、当審査会でファイル管理表に記載された保存年限について実施機関から聴取したところ、本件請求に係る工事設計図等は 10 年とされていることが確認された。

しかし、実施機関の理由説明書によると、本件請求に係る峠橋は、昭和 29 年度に設置されたものであるが、峠橋の歩道部分の設置時期は不明であるとしている。この点について実施機関に確認したところ、峠橋歩道部分が請求時点から 10 年以上前（具体的には昭和の時代）には存在していたことを職員からの聴き取りにより確認したとの説明があった。

以上のことから、本件請求に係る工事設計図等を保存年限経過により廃棄処分したとする実施機関の説明は、不自然であるとは認められない。

次に、異議申立人は意見書の中で、峠橋の歩道部分の新設年月日は不明であるという実施機関の主張に対し、峠橋の歩道部分を設置する際、広島県砂防指定地管理規則若しくは砂防指定地取締規則の規定に基づき、砂防設備を占用す

るために広島県知事の許可を受けているはずであり、それらの記録として作成することが義務付けられた占有許可台帳（以下「占有許可台帳」という。）には、峠橋の歩道部分が設置された時期が明記されているはずであると主張する。

当審査会において、砂防設備の占有許可に係る台帳を見分したが、峠橋の歩道部分についての記録は認められなかった。

したがって、本件対象文書が存在しないとする実施機関の主張が不合理であるとは認められない。

### **3 異議申立人のその他の主張**

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### **4 結論**

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 1. 31	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 2. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
23. 7. 26 (平成 23 年度第 4 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
23. 8. 30 (平成 23 年度第 5 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授